

変更届出関係

- ・法人の名称が変更になった場合

氏名等法人の名称が変更になった場合は、法第8条第3項に基づき「揮発油販売業者氏名等変更届出書」を遅滞なく提出する必要があります。

〈必要書類 (1)～(2)は各1部〉

- (1)様式第7 揮発油販売業者氏名等変更届出書
- (2)登記事項証明書
- (3)備蓄法様式第18 「石油販売業変更届出書」3部(正3部、または正2部写1部)

〈手続き上の注意事項〉

- (1)様式第7 揮発油販売業者氏名等変更届出書 (記載例)を参照してください。
 - イ.「変更の内容」には「法人の名称の変更」と記載してください。
 - ロ.「変更の年月日」の日付は、登記事項証明書に記載されている変更日(登記日ではない)を記載してください。

登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のHPからオンライン申請で取得することができます。オンラインによる請求は手数料が安く平日は21時まで可能です。詳細については法務局のHPをご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html

- ハ.「変更の理由」には「取締役会の決議による」等記載してください。
- (2)法人の名称の変更が確認できるものとして必要です。
- (3)これ以外に備蓄法に基づく様式第18「石油販売業変更届出書」も3部(正3部、または正2部写1部)を提出する必要があります。

- ・個人事業者または法人等の住所の変更

個人事業者又は法人の所在地が変更となった場合は、変更届の提出が必要です。

〈必要書類 (1)～(2)は各1部〉

- (1)様式第7 揮発油販売業者氏名等変更届出書
- (2)個人事業者の場合は住民票等、法人の場合は登記事項証明書
- (3)備蓄法様式第18 「石油販売業変更届出書」3部(正3部、または正2部写1部)

〈手続き上の注意事項〉

- (1)イ.「変更の内容」には「住所の変更」と記載してください。

登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のHPからオンライン申請で取得することができます。オンラインによる請求は手数料が安く平日は21時まで可能です。詳細については法務局のHPをご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syousei_annai.html

ロ.「変更の理由」には「転居により事業所の住所を変更するため」等具体的に記載してください。

(2) これ以外に備蓄法に基づく様式第 18「石油販売業変更届出書」も 3 部(正 3 部、または正 2 部写 1 部)を提出する必要があります。

(記載例)

様式第 7 (第 8 条関係)

×	整理番号	
×	受理年月日	年 月 日

揮発油販売業者氏名等変更届出書

令和〇年〇月〇日

近畿経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に 〇〇株式会社
あつては代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号 〇年〇月〇 〇—〇〇〇〇〇〇
2 変更の内容 〇〇〇〇〇〇。

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

- 3 変更の年月日 〇年〇月〇日
4 変更の理由 〇〇〇〇〇〇。

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 2. ×印の項は記載しないこと。